

## 第二静光園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所 運営規程

### 第1章 事業の目的及び運営の方針

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人ひかりの園が開設する第二静光園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う第二静光園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するため、人員の管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業（以下「受託居宅サービス事業所」という。）による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにする。

### 第2章 外部サービス利用型指定特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

#### (従業者の職種、員数)

第3条 従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。

- |           |            |
|-----------|------------|
| 一 管理者     | 1人（常勤）     |
| 二 生活相談員   | 1人以上（常勤）   |
| 三 介護職員    | 1人以上（常勤換算） |
| 四 計画作成担当者 | 1人(常勤)     |

2 前項各号に掲げる従業者の職務の内容は、次のとおりである。

- |           |  |
|-----------|--|
| 一 管理者     | 事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。                   |
| 二 生活相談員   | 利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。 |
| 三 介護職員    | 利用者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。        |
| 四 計画作成担当者 | 特定施設サービス計画の作成を行う。                        |

### 第3章 入居定員及び居室数

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 第二静光園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所
- 二 所在地 静岡県浜松市浜名区都田町8091番地の8

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入居定員 10人
- 二 居室数 8室

### 第4章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容

#### 及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び事業者の名称並びに受託居宅サービスの種類、利用料の額及び改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

- 2 事業所は、前項のサービス提供を開始するにあたり、介護保険被保険証により、被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第7条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように配慮しながら、日常生活に必要な援助を行う。

- 2 事業所は、サービス提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、十分に説明する。
- 3 事業者は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。なお、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 事業者は、自ら外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護のサービスの質の

評価を行い、常にその改善を図る。

(相談及び援助)

第8条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(特定施設サービス計画の作成)

第9条 事業所の計画作成担当者は、利用者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱えている問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所並びに他の特定施設従業者と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成する。

2 前項の特定施設サービス計画の作成にあたっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付する。また、常に当該計画の評価を行い、必要に応じて変更する。

(利用料)

第10条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合は、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
- 二 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用

4 前項までの利用料に係るサービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第11条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

## 第5章 受託居宅サービス事業所及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

(受託居宅サービス事業所並びに当該事業所の名称及び所在地)

第12条 事業所が委託する指定居宅サービス事業所は次のとおりとする。

指定訪問介護	第二静光園訪問介護事業所 静岡県浜松市浜名区都田町8091番地の8
指定訪問看護	四ツ池訪問看護ステーション 静岡県浜松市中央区上島6丁目25番22号
指定通所介護	第三静光園デイブラザ 静岡県浜松市中央区根洗町681番地の4
指定福祉用具貸与	介護ショップ サカグチ 静岡県浜松市中央区中山町4番地
指定福祉用具貸与	有限会社 山三商事 静岡県浜松市中央区高丘西3丁目41-29
指定福祉用具貸与	伯明 マッサメディカル 静岡県浜松市中央区三方原町142番地の5

- 2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定居宅サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとする。
- 3 前項の指定居宅サービス以外のサービスは、指定通所介護、指定訪問入浴、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護とする。

## 第6条 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続き

(居室の移動)

第13条 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合は、利用者の希望により居室を移動することができる。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的な理由があるとき
- 二 元に利用している居室の設備等が、より適切なサービスを提供する上で著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービスを提供する上で、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障があるとき
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

2 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

## 第7章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に当たっての留意事項

### (居室)

第14条 事業所は、利用者の居室にベッド、ロッカー等を備える。また、介護を行うため適当な広さを確保する。

### (食堂)

第15条 事業所は、利用者全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル、椅子、食器類などを備える。

### (浴室)

第16条 事業所は、利用者が使用しやすい一般浴槽の他に要介護者のための入浴設備を設ける。

### (便所)

第17条 事業所は、必要に応じて各所に便所を設ける。

### (機能訓練室)

第18条 事業所は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室等を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備える。

### (喫煙)

第19条 全館禁煙とする。

### (飲酒)

第20条 飲酒は、所定の場所及び行事等の時間に限り、それ以外の場所及び時間は原則として禁酒とする。

### (衛生保持)

第21条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第22条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 二 喧嘩、口論、泥酔、などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 四 火気を使用すること
- 五 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- 二 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

(利用者の家族との連携)

第24条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

## 第8章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第25条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第26条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規程に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

## 第9章 非常災害対策

第27条 事業所は、非常災害その他の緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練その他の訓練等を行う。

## 第10章 その他の運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第28条 入所に際し、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(勤務体制等)

第29条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

2 従業者に資質向上のための研修の機会を設ける。

(協力病院等)

第30条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。

(掲示)

第31条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第32条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第33条 サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提供、提示の求め、または市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行うとともに、市町村からの求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

4 サービスに関する入所者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第34条 運営にあたって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(記録の整理)

第35条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 受託居宅サービス事業者等からの報告に係る内容の記録
- (3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に係る記録
- (4) 市町村への通知に関する事項の記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
- (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 身体拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録

(その他)

第36条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ひかりの園と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 7月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成22年10月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成24年 8月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成28年10月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成29年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和 3年10月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和 7年 4月 1日から改正施行する。